

第4節 広島の豊かな「生物多様性の保全」

第1款 生態系の健全な維持管理

1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,000種（うち19種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、シカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

さらに、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」を策定し、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-1-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成23年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧I類	絶滅危惧II類	準絶滅危惧	要注意種	
種子植物・シダ植物	2,928	4	109	145	140	60	458
コケ植物	719		38	10	4	2	54
藻類	1,258		1		11	17	29
地衣植物	382	1	3	5	7		16
菌類	700			12	30		42
哺乳類	43	3	6	5	8		22
鳥類	302		8	10	14	11	43
爬虫類	16			1	3	2	6
両生類	19		1	5	4		10
汽水・淡水魚類	84	2	10	5	12	8	37
昆蟲類	8,318	8	46	36	92	37	219
貝類	133	1	6	8	14	7	36
その他無脊椎動物	412		1		12	15	28
合計	15,314	19	229	242	351	159	1,000

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム、オオハム、アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-1-3 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
イノシシ	574	501	394	351	307	298
シカ	70	69	48	55	50	42
サル	40	20	19	13	12	8
その他獣類	23	14	15	11	11	9
鳥類	141	88	68	47	93	56
計	848	692	544	477	473	413

資料：県農業技術課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H27)	目標値	目標年度
環境	鳥獣保護区面積	ha	59,507	59,507	58,602以上	H28
環境	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,000	1,000	設定なし	—
施策	里山林整備面積	ha/年	235 (H25)	173	同程度を整備	H32
施策	生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	1,964 (H25)	5,988	3,000	H29
環境	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	77*	48*	78以内*	H28
環境	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	27,166	25,100	22,000以上	
環境	ニホンジカ年間捕獲頭数	頭/年	9,481	9,736	8,000以上	

※ 広島県、島根県、山口県の合計

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るために様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、外来生物の防除や捕獲に関する講習会や、生物多様性に関する普及啓発活動を行う人材育成の支援を実施しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】講座を開設し、生物多様性に関する普及啓発活動を行う人材を育成し、普及啓発活動を行う任意団体の設立を支援。専門家を招き、アライグマの防除・捕獲の講習会を実施。ヒヨウモンモドキ保全地域協議会・芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターを募集し表彰しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】ポスターを募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

平成27年度愛鳥週間ポスター特選（平成26年度募集分）

		
大竹市立栗谷小学校 3年 横道 双葉	如水館中学校 2年 高橋 花鈴	福山暁の星女子高等学校 1年 東原 愛理

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課、道路整備課]

【平成27年度実績・平成28年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）を実施。また、絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。

イ アビ生息調査 [自然環境課]

県鳥のアビについての保護対策を実施するため、基礎データとなるその飛来数を調査しています。

【平成27年度実績】生息海域において、飛来数調査を実施。

ウ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモの防除等に係る指導を実施。

エ 生物多様性モニタリング事業 [自然環境課]

生物多様性を保全し、その持続可能な利用を図るために、生物多様性の状況を把握し、科学的な評価に基づいた対策を行うとともに、生物多様性の重要性について県民の理解を得ることが必要です。

そのため、専門家による生物多様性の現況を把握するためのモニタリング方法を確立し、今後のレッドデータブックの改訂等の基礎資料を蓄積するとともに、県民からの情報収集による生物多様性モニタリング調査を実施し情報提供することにより普及啓発を図っています。

【平成27年度実績】平成25年度に策定したマニュアルに基づく重要な生息・生育地に関する県民参加型の現地調査や文献調査を実施。専門家の講師派遣による県内保護団体の専門性の向上、県民からの情報収集などを継続実施。

オ 公共事業や開発事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課、道路整備課]

【平成27年度実績・平成28年度内容】規模の大きな事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が高止まりした状態であるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【平成27年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマ出没への対応を適切かつ迅速に実施するための職員研修を実施。

【平成28年度内容】職員研修を実施。山口県・島根県と共同で次期特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画を改訂。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【平成27年度実績・平成28年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度による支払いを実施しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】構成10市町（平成28年度は11市町）とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第11次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【平成27年度実績】鳥獣保護区（101か所59,507ha）。

【平成28年度内容】鳥獣保護区（101か所59,507ha）。

第2款 自然資源の持続可能な利用

1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 自然公園等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るために、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-1 自然公園の面積（平成28年4月1日現在）

区分	箇所数	総面積(ha)	特別地域	普通地域	
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,681	7,569	203	3,112
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成28年4月1日現在）

区分	地域(区)数	総面積(ha)
県自然環境保全地域	27	2,054 (特別地区 1,248, 普通地区 806)
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17 (陸域面積)
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、その他の地域は概ね横ばい、又は、減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-2-3 自然公園等の利用者数 (単位:千人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国立公園	5,556	6,894	6,870	6,922	7,186
国定公園	1,128	1,122	1,144	1,172	1,118
県立自然公園	599	624	631	518	513
県民の森	135	148	152	149	128
もみのき森林公园	192	195	195	176	177
県民の浜	66	68	72	59	64
中央森林公园	261	284	283	299	315
中国自然歩道	293	336	366	381	372
県自然歩道	40	47	45	38	37
合計	8,269	9,718	9,757	9,713	9,909

資料: 県自然環境課

図表 4-2-4 野外レクリエーション施設等の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	規模
県民の森	1,164 ha
もみのき森林公园	400 ha
県民の浜	23 ha
中央森林公园	267 ha
中国自然歩道	455 km
県自然歩道	125 km

資料: 県自然環境課

(3) 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要な藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全とともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-5 自然海浜保全地区数及び面積 (平成28年4月1日現在)

区分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料: 県自然環境課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H27)	目標値	目標年度
環境	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	現状を維持	H32
環境	自然公園面積		37,853	37,853		
施策	自然公園利用者数	千人	8,611	8,816	増加を図る	
施策	野外レクリエーション施設利用者数		683	684	同程度の利用 者数を確保	
環境	自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	17	現状を維持	
施策	森林ボランティア参加数	人	69,343	70,971	80,000	

【取組状況】

（1）自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図っています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】公園計画に基づく適正な保護・管理、自然公園指導員等による利用の適正化・事故防止、景観の維持及び利用の増進。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道、県自然歩道））においては、地元市町、指定管理者等との密接な連携のもと、県民が自然とふれあう機会を増進するため、ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図っています。

【平成27年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	登山道等整備 真砂土舗装 等
西中国山地国定公園	三段峡	歩道の安全対策 危険斜面の安定化工事（岩接着工） 等
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	歩道の安全対策 トンネル補強工事 等
野外レクリエーション施設等	中央森林公園 (F H G 地区)	施設の改修 等
	県民の森	管理センター改修工事

※ 1か所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

【平成28年度内容】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	登山道等整備 真砂土舗装 等
西中国山地国定公園	三段峡	トイレ改良工事
野外レクリエーション施設等	中央森林公園 (F H G 地区)	施設の改修工事 等
	県民の森	管理センター改修工事 等

※1か所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場³や干潟⁴などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【平成27年度実績】干潟の造成（廿日市市 2.0ha）、藻場の造成（広島県、呉市 1.8 ha）、海底の清掃（広島市、呉市 12.7 k m²）を実施。

【平成28年度内容】藻場の造成（広島県、呉市 2.4ha）、海底の清掃（広島市、呉市 9.7 k m²）を実施。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】国兼川（庄原市）において、平成26年度の生物環境調査結果を踏まえ平成27年度に設計を実施。引き続き、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」を取り組んでいます。

【平成27年度実績】駅前大橋から猿猴橋までの間において、干潮時に露出する有機泥を掘削・除去。

【平成28年度内容】河川環境の改善効果等を検証するためのモニタリングを実施。

3 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

4 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

オ 放置艇の規制 [港湾振興課]

「港湾法」(第37条の11)及び「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、禁止区域を順次指定して水域の適正な管理を行っています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】広島港及び福山港において放置等禁止区域の拡大の検討。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】広島港で整備した干潟のモニタリングを実施。

2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

【現状と課題】

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制的措置により危機的な状況は脱したもの、近年は横ばいの状況にあります。

また、本県の藻場・干潟は、沿岸域の環境変化や開発行為等により近年減少傾向にあります。自然海岸も、約31.5%が残存するのみで、全国の53.1%に比べ少なくなっています(平成8年時点。環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査より)。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	基準年度値(H26)	現状値(H27)	目標値	目標年度
施策	アマモ場、ガラモ場等の造成面積	ha	9.1 ^{※1}	14.2	17.0 ^{※2}	H32

※1 平成23年度～平成25年度の累計

※2 平成23年度～平成32年度の累計

【取組状況】

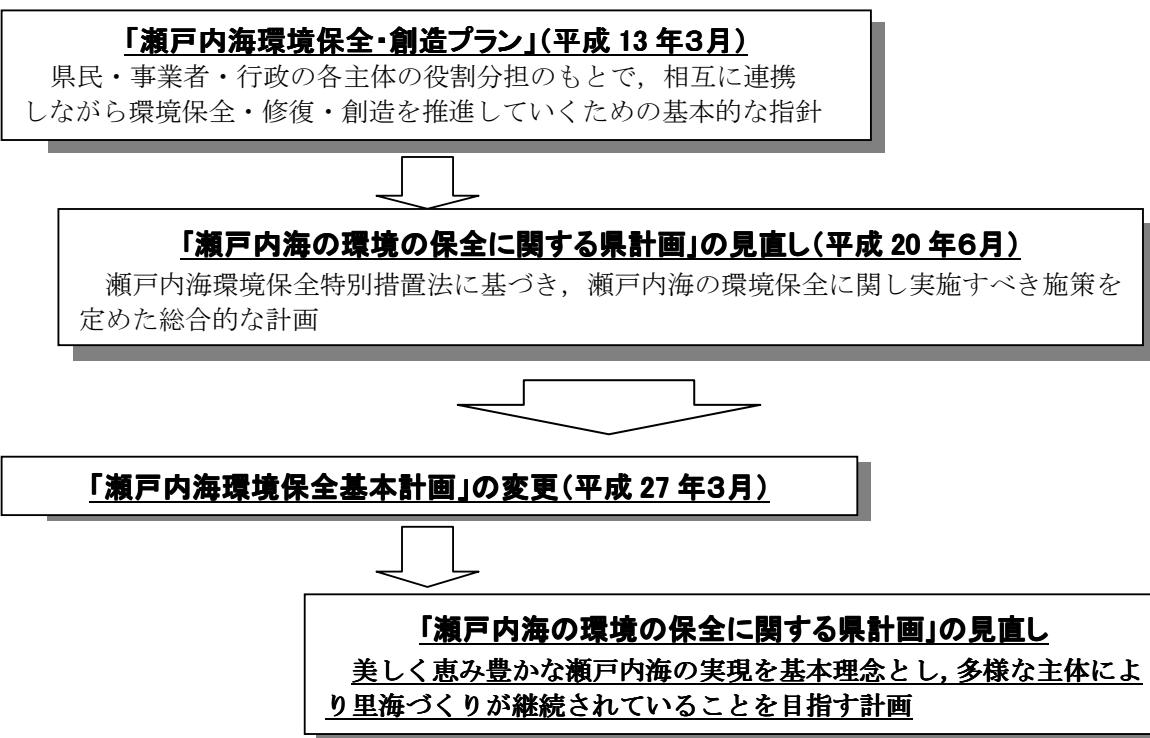
(1) 瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。平成27年3月に国基本計画が変更されたため、これを受け、県計画を見直し。

図表 4-2-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



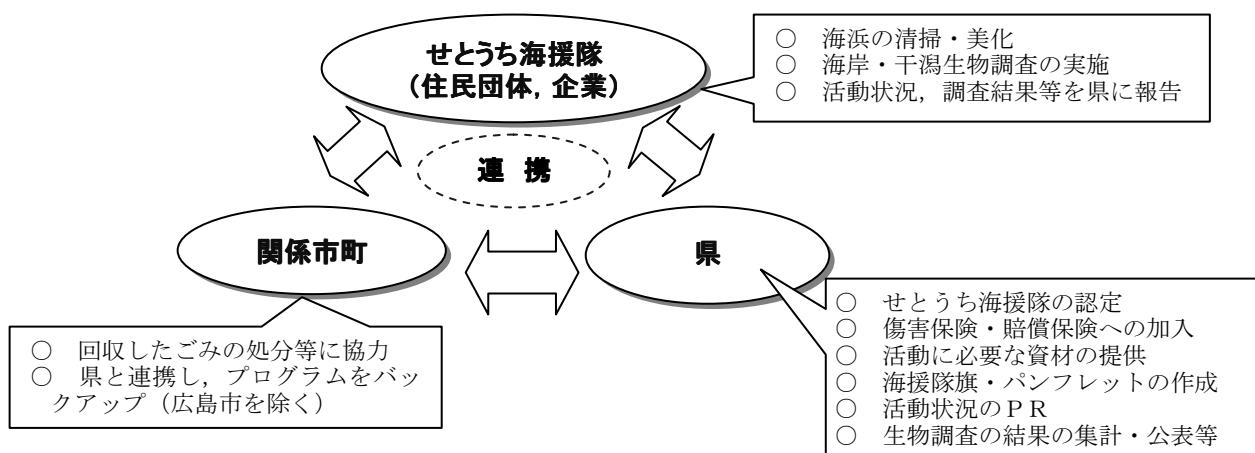
資料：県環境保全課

イ せとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（平成27年度末の認定団体：33団体）

図表 4-2-7 せとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ モニタリング調査の普及 [環境保全課]

瀬戸内海の水環境について、現在の化学的な調査に加えて、地域住民による「瀬戸内海の海岸生物調査マニュアル」を用いた生物調査を実施し、生物指標により評価し、地域住民を主体としたモニタリング調査等の普及・啓発を図っています。

【平成27年度実績】地域住民の生物調査等を支援するとともに、調査リーダーを育成するための講習会及び観察会を福山大学の協力により尾道市因島で、宮島学園の協力により宮島でそれぞれ実施。

【平成28年度内容】地域住民の生物調査等を支援するとともに、調査リーダーを育成するための講習会及び観察会を呉市音戸町で実施。

エ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【平成27年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や、「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【平成28年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業：下水道の整備促進（P51）、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進（P51）、浄化槽の整備促進等（P52）、排水規制等の実施（P53）、水産基盤整備事業（P81）、放置艇の規制（P82）、港湾環境整備事業（P82）